

## 第2部 武蔵野市高齢者保健福祉計画

## 武蔵野市高齢者保健福祉計画策定にあたって

第2期高齢者保健福祉計画は、平成12年度の介護保険制度導入を契機に福祉サービスの総量の拡大と質の確保を図るため、新たな高齢者保健福祉の各種施策を体系的に整備し、介護保険を包摂する総合的な計画として、平成16年度を目標年度に策定しました。

老人医療法の改正で、ますます健康増進事業や介護予防事業が大切になると共に、長期療養から在宅に復帰する高齢者の増加が予想されるため、従来以上に在宅を支える医療と福祉の連携が重視されてきました。

次期計画策定にあたり、高齢者の生活実態を踏まえ、高齢者福祉総合条例の理念を尊重し、住み慣れた地域において誰もが安心していきいきと暮らせるように総合的な施策の展開をめざすとともに、あわせて介護保険事業計画を支援します。

## 現行の高齢者保健福祉施策の実績

前計画においては、8つの重点課題を設定して高齢者施策を推進してきましたが、それらの進捗状況は以下の通りです。

### 1. 介護サービスの充実と介護保険制度へのスムーズな移行

まず日常生活支援事業として、介護保険で自立と判定された高齢者などに対して、要介護状態の予防及び住み慣れた地域での自立した日常生活の支援を総合的に行うため、市の独自施策として、ヘルパー派遣、デイサービス、ショートステイ及び食事サービスを実施してきました。

また、地域住民等の福祉活動（共助）に対し、市が財政支援や運営支援を行うしくみとしてのテンミリオンハウス事業を展開してきました。現在4ヶ所が開設し、ミニデイサービスやショートステイなど様々なサービスを実施しています。

そして介護保険施設整備として、平成13年4月に特別養護老人ホーム「親の家」（定員：特養40人、ショート8人、デイ35人の整備を支援し、市民優先利用枠を確保しました。

介護サービスの充実や介護保険制度へのスムーズな移行については概ね達成できたものといえますが、特別養護老人ホームの入所を希望する方が365人と依然多く、施設ニーズへの対応が課題となっています。

日常生活支援事業の実績	平成 13 年度実績	
	生活支援ヘルパー	延 11,622回
生活支援デイ	延 1,751人	延 2,602回
生活支援ショート	延 21人	延 106回
食事サービス	348人	延 31,708食
ミニデイサービス（4施設）	延利用者数 7,248人	
ショートステイ（1施設）	延利用日数 501日	

## 2. 利用者の立場に立った福祉制度の構築

介護保険制度の導入により、福祉サービスを選択する時代になったと言われます。このため、福祉サービスの内容がより一層問われています。市では、（財）武蔵野市福祉公社で進めている権利擁護事業を支援するとともに、福祉サービスの質の向上を図り、サービス選択のための情報提供を行うため、サービス評価システムの確立に取り組んできました。

平成 13 年度には、高齢者保健福祉サービス評価システム検討委員会を設置し、サービス評価システムのあり方を検討しました。同委員会の答申に基づき、平成 14 年度からは武蔵野市民社会福祉協議会が設置する評価機関によるサービス評価事業を支援し、試行評価等に取り組んでいます。また市では、サービス評価の適正な実施を図るため、サービス評価推進委員会を設置しています。

## 3. 地域生活を総合的に支援する体制の整備

在宅介護支援センターを中核とした支援体制の強化に取り組んできました。具体的には、地域の高齢者の総合相談窓口や居宅介護支援事業者としての業務に加え、民間事業者と連携・育成のための地区別ケース検討会を開催し、総合的な支援体制を強化しています。

在宅介護支援センターのネットワークの完成をめざし、基幹型在宅介護支援センター整備や6番目のセンター整備が課題です。

	平成 13 年度実績 （支援センター 5 ヶ所）
ケアプラン作成数	13,885件
認定調査数	3,197件
実態把握数	18,351件
相談実人数	3,369人

#### 4．健康でいきいきとした生活支援

家族介護の支援事業として、平成 13 年度 4 月より、重度の要介護高齢者を在宅で介護する家族に紙おむつ等を支給してきました。また、ひとり暮らし高齢者などを対象にふとん消毒・乾燥事業を平成 15 年度本格実施を目指し、試行的に開始しました。

高齢者の総合的な健康増進活動を展開するためシニア活力アップ推進委員会を立ち上げましたが、今後報告書に基づき具体的な展開を行います。

	平成 13 年度実績
家族介護用品支給事業	163 件

#### 5．社会参加の促進

市の中高齢者の地域雇用創出事業により、平成 12 年度は 79 人（うち 61 歳以上 14 人）、平成 13 年度は 106 人（うち 61 歳以上 33 人）嘱託職員を雇用しました。

シルバー人材センターの活動を支援し、会員数及び契約高は一定の成果がありました。雇用情勢を反映し就業の機会は不十分であり、今後新たな雇用創出の工夫が課題となっています。

	平成 13 年度実績
会員数	1,135 人
契約高	383,941 千円

#### 6．居住継続支援施策、まちづくりの推進

平成 12 年 10 月にスタートしたレモンキャブは、ドア・ツー・ドアの移送サービスとして、高齢者や障害者の通院や買い物などの外出を支援し、順調に運行しています。利用会員数は平成 14 年 7 月末現在、639 人です。

今後の利用会員数や介護タクシーの推移を見ながら増車等の対応が必要になります。

平成 13 年度実績			
運行日数	総利用件数	延べ運行台数	平均利用件数 / 日
350 日	11,733 件	2,119 台	33.5 件

## 7．痴呆性高齢者施策の推進

平成 13 年 4 月よりモデル事業として、徘徊症状のみられる痴呆性高齢者に PHS 端末利用の探索機器を貸与する「徘徊高齢者探索サービス」を開始し、高齢者の安全を確保し、家族の介護負担の軽減を図っています。

痴呆予防教室モデル事業を実施しましたが、痴呆性高齢者グループホームの整備など、今後高齢化の進行とともに増加が予想される痴呆性高齢者の在宅生活を支えるために本格的な取り組みが課題になっています。

徘徊高齢者探索サービス	平成 13 年度実績
設置件数（3月末）	15 件

## 8．見直しが必要な高齢者施策

敬老事業の見直しを行い、平成 12 年度から敬老金を廃止しましたが、新たに世代間交流事業として、境南小学校で余裕教室を活用した「ふれあいサロン」や、中学生が講師助手として活躍する「高齢者パソコン教室」を開催しています。

平成 13 年度実績				
ふれあいサロン			高齢者パソコン教室	
講座数	受講者数	実施回数	講座数 (協力中学校数)	受講者数
4	81 人	55 回	3	90 人

## 高齢者の実態

---

実態調査等から特徴的な項目を紹介する。

平成 12 年度 独居高齢者実態調査

平成 13 年度 高齢者実態調査

# 武蔵野市がめざす高齢者保健福祉

## 1. 基本理念

一人ひとりの高齢者が個人としての尊厳を保ち、住み慣れた地域でその人らしく自立して生きることを支援する『自立支援・促進型福祉』を推進していくために、武蔵野市のすべての高齢者への保健・福祉に関する施策のあり方について、基本的な理念として次の4点を掲げます。

高齢者の個人としての尊厳を尊重する福祉施策を展開する。

高齢者が、地域社会で応分の役割を担い、健康で生きがいのある豊かな生活を謳歌でき、長寿を喜べる社会を展望する。

地域福祉の充実を目指し、高齢者の多様性を前提とした、主体的な社会参加と自己実現を支援する。

良福祉中負担による自助、共助、公助の役割分担を踏まえたバランスある福祉施策を展開する。

## 2. 重点施策と主な取り組み

### (1) 保健・医療・福祉の連携による介護予防施策の展開

～健康でいきいきとした生活を送るために～

健康長寿を実現できるよう、また、介護保険事業特別会計の健全化を図るため、一次予防を重視し、保健・医療・福祉の連携により、転倒事故防止や痴呆、閉じこもりなどの介護予防施策を展開します。

【主な取り組み】

老人保健事業の推進

かかりつけ医・歯科医・薬局の定着促進

健康管理システムの構築

「健康日本21」の推進

### (2) 社会参加の促進・生きがい活動の推進

～社会参加、生きがい活動を推進するために～

高齢者の積極的な社会参加としての就業を支援するとともに、高齢者が培ってきた知識経験を生かして自己実現が図れる機会の提供、学習など趣味活動などの社会参加促進・生きがい増進施策を充実します。

【主な取り組み】

学習・趣味・スポ-ツ活動の充実

世代間交流の促進

就労の支援

老人クラブ・自主活動の促進

### （３）多様な居住施策の推進 ～住み慣れた地域で住み続けるために～

住み慣れた町でいつまでも暮らし続けられるよう、在宅生活の基盤である住まいについて、高齢者の身体状況の変化に対応した多様な住まいの施策を展開します。

#### 【主な取り組み】

- ケア付住宅など多様な共同住宅の整備
- 老朽化した施設のあり方の検討
- 住宅マスタープランの推進

### （４）見守りネットワークシステムの構築 ～安全で安心して生活するために～

高齢者が地域で安全に安心して生活ができるよう、従来の日常生活支援事業や介護予防施策の推進を図るとともに、様々な社会資源と連携し、一人暮らし高齢者や痴呆性高齢者の見守りネットワークシステムの構築を検討します。

また、要介護者の介護者の精神的・身体的負担の軽減施策を実施します。

#### 【主な取り組み】

- 日常生活支援事業の推進
- 在宅介護支援センターの機能強化
- テンミリオンハウス事業の拡充
- 移送サービス（レモンキャブ）事業の拡充
- 福祉公社の充実
- 安全安心のネットワークシステムの構築
- 家族等介護者の精神的・身体的負担の軽減策の充実
- 虐待・介護放棄・痴呆等契約になじみにくい高齢者への支援

### （５）痴呆性高齢者施策の充実 ～痴呆性高齢者を地域で支えるために～

痴呆性高齢者の発現予防を図るとともに、痴呆性高齢者およびその家族が安心して地域で生活できる施策を展開します。

#### 【主な取り組み】

- 予防事業の展開
- 痴呆性高齢者グループホームの整備
- 介護者への支援
- 地域の見守りネットワークの構築

### （６）利用者の保護とサービスの質の保持

#### ～利用者立場に立った福祉制度の確立～

介護保険制度化におけるサービスの質の向上と利用者が主体的に選択できる仕組みの確立、痴呆性高齢者など契約締結になじみにくい高齢者の権利擁護や苦情相談の拡充を図ります。

#### 【主な取り組み】

- サービス評価の確立
- 権利擁護事業の充実
- 苦情解決システムの整備

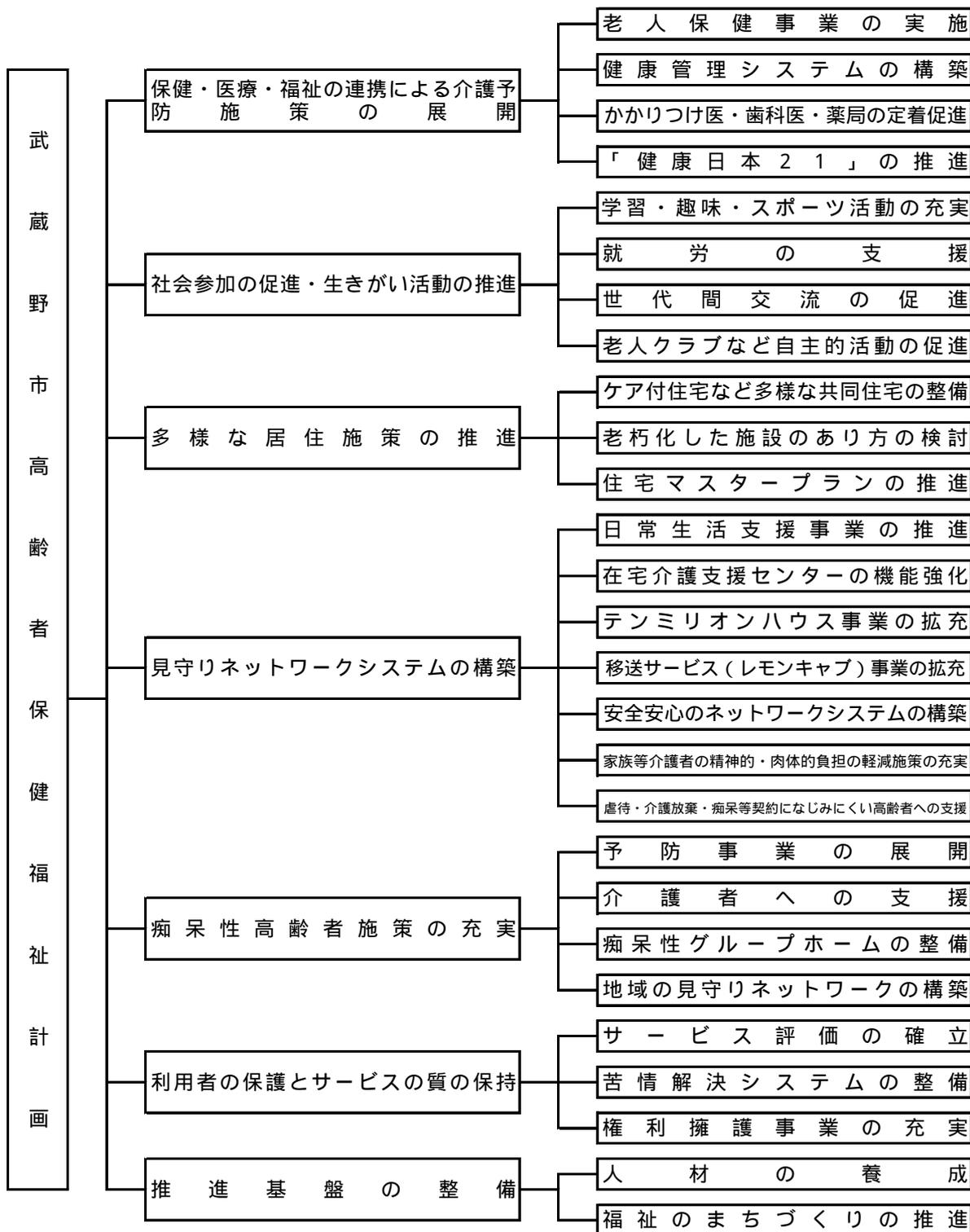
### （ 7 ） 基盤の整備～地域の福祉力の向上のために～

質の高い介護サービスを支える専門的な人材の確保と質の向上を図ります。また地域福祉を支える市民参加を拡充し、本市の特長である福祉の土壌を豊にし、重層的な施策を展開します。あわせて、建物・道路などのバリアフリー化や外出支援サービスを充実し地域とのつながりを促進します。

#### 【主な取り組み】

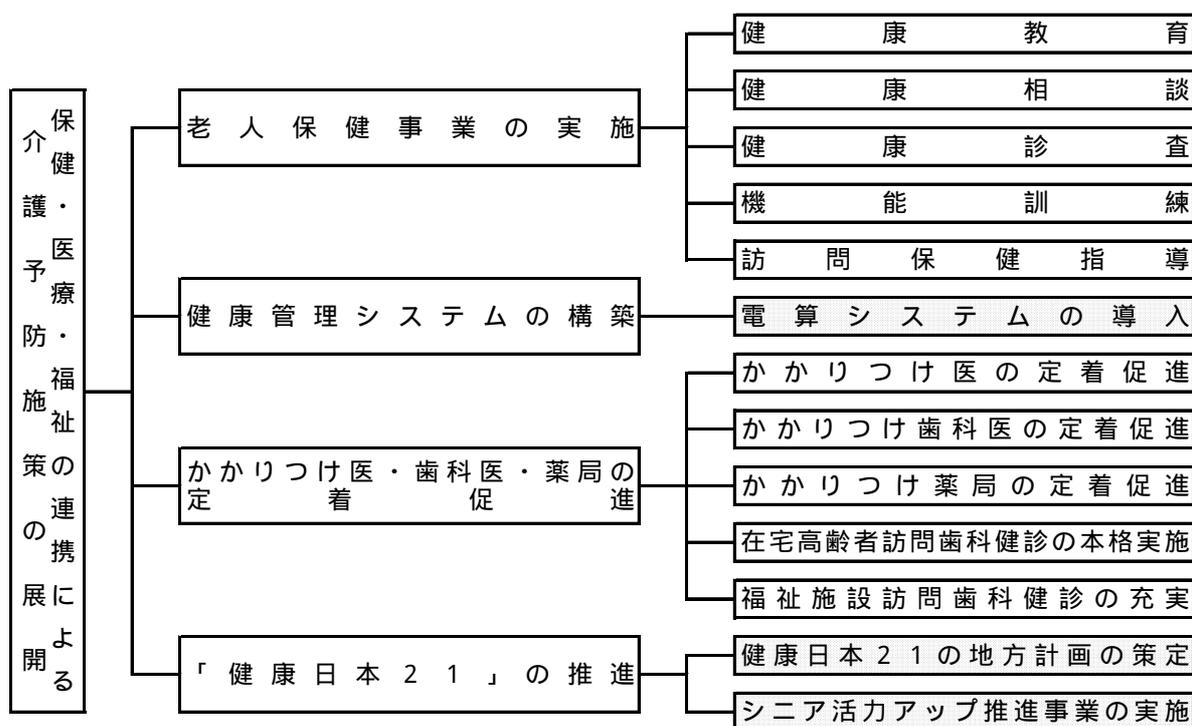
人材の育成                      福祉のまちづくりの推進

武蔵野市高齢者保健福祉計画の体系



## 個別施策の展開

### 1. 保健・医療・福祉の連携による介護予防施策の展開 ～健康でいきいきとした生活を送るために～



網掛は新規事業

訂正・下線は前回より訂正部分

#### (1) 老人保健事業の実施

個別施策	説明
健康教育	肥満、糖尿病、高脂血症等の個別健康教育並びに生活習慣病予防を重視した健康教育及び講座の充実を図る。
健康相談	生活習慣病予防を重点とした相談の他、介護家族向けの健康相談の充実を図る。
健康診査	受診しやすい健診システム並びに健診内容の見直しを検討する。
機能訓練	介護保険対象外の人々の二次予防のための訓練を中心に実施する。

#### (2) 健康管理システムの構築

個別施策	説明
電算システムの導入	老人保健事業の有機的な連携による効果的な事業展開を行うため、各種保健事業の電算システム化を推進する。

**（３）かかりつけ医・歯科医・薬局の定着促進**

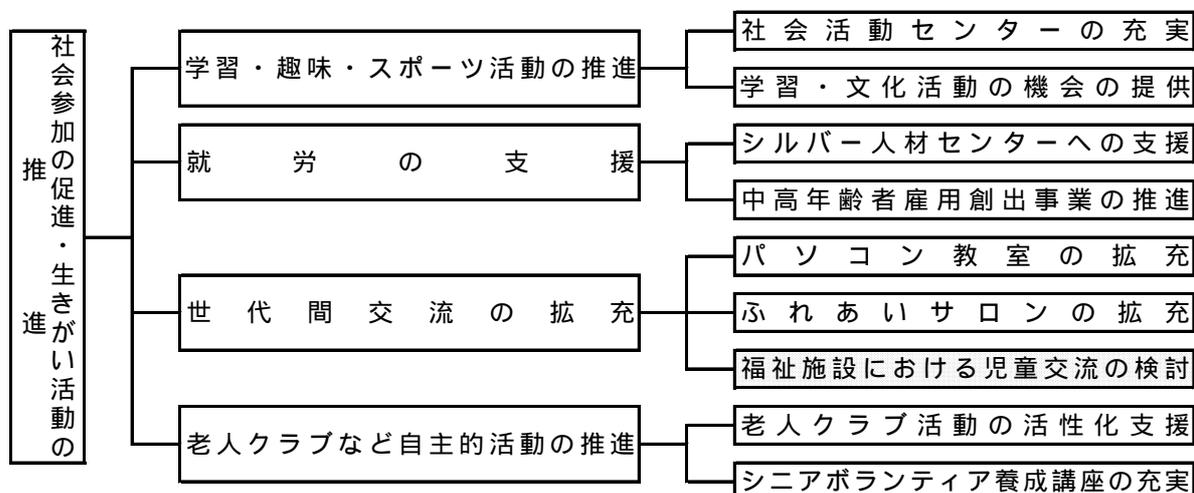
個別施策	説明
かかりつけ医の定着促進	住民の異動に対応できる継続したかかりつけ医の普及、啓発を行う。
かかりつけ歯科医の定着促進	歯科保健医療サービスシステムを推進し、かかりつけ歯科医の普及、啓発を行う。
かかりつけ薬局の定着促進	薬局で月２回実施している、薬の無料相談を定着させ、かかりつけ薬局の普及、啓発を行う。
在宅高齢者訪問歯科健診の本格実施	自宅で生活している寝たきりや痴呆性の高齢者に対する訪問歯科健診事業の普及を行い、本格的な実施に取り組む。
福祉施設訪問歯科健診の充実	特別養護老人ホームやデイサービスセンターで実施している訪問歯科健診の充実を図るとともに、口腔ケアの指導・相談事業の実施を検討する。

**（４）「健康日本２１」の推進**

個別施策	説明
健康日本２１の地方計画の策定	生活習慣病予防や健康づくり運動の推進方策を示す「健康日本２１」に対応する計画策定に取り組む。
シニア活力アップ推進事業の実施	地域健康クラブなどの運動に関する既存事業の効果的な展開を図ると共に、新たな健康づくりのための運動プログラムを実施する。あわせて多くの参加者につながる総合的な健康づくりのしくみを構築し、健康で活力ある長寿社会の実現を目指す。

## 2. 社会参加の促進・生きがい活動の推進

～社会参加、生きがい活動を推進するために～



網掛は新規事業

訂正・下線は前回より訂正部分

### (1) 学習・趣味・スポーツ活動の推進

個別施策	説明
社会活動センターの充実	従来の趣味活動などに加えて、在宅要援護高齢者に対する趣味・文化活動を支援し、生きがい増進を図る。 定年を迎える方の円滑な社会参加・地域活動へ参加促進を図るための支援方法を検討する。 ボランティア活動等の社会的な活動への参加につながるマンパワー養成講座を検討する。 高齢者が自立して尊厳を持って暮らしていくために、高齢者を取り巻く社会的な問題（家族問題、遺産相続、財産管理等）に関する講座、シンポジウム等の開催を検討する。
学習・文化活動の機会の提供	老壮大学・五大学共同講座などの自主的学習機会の提供。 文化事業団等の文化活動の充実支援。

**（２）就労の支援**

個別施策	説明
シルバー人材センターへの支援	シルバー人材センターの中長期計画の改訂を尊重し、運営費助成や日常生活支援事業委託などの支援を行い、高齢者就業の拡充を図る。
中高年齢者雇用創出事業の促進	中高年齢者の雇用を促進する。

**（３）世代間交流の拡充**

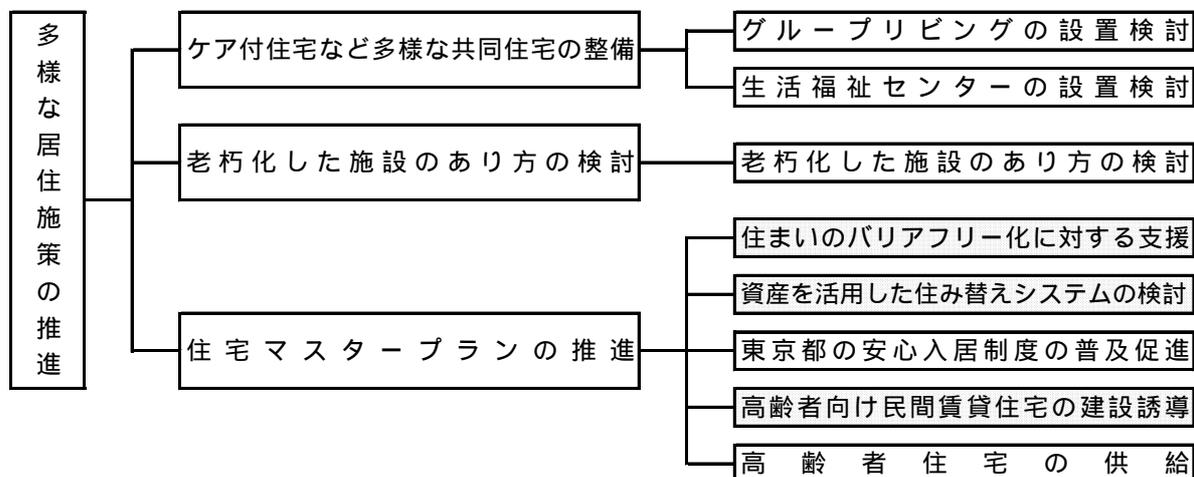
個別施策	説明
パソコン教室の拡充	高齢者の要望の高いパソコン教室を市内中学校の協力を得て実施し、同時に高齢者と生徒との相互理解を深める。
ふれあいサロンの拡充	境南小学校ふれあいサロンの活動が地域の自主的活動として定着し、さらに社会的な役割を持つ事業になるよう支援すると共に、他地域での実施について検討する。
福祉施設における3世代交流の検討	デイサービスセンター等の高齢者福祉施設の活用を図り、乳幼児を持つ親子の活動場所の提供と施設利用高齢者とのふれあいの機会を作り、3世代交流の実現を検討する。

**（４）老人クラブなど自主的活動の推進**

個別施策	説明
老人クラブ活動の活性化支援	老人クラブへの助成、高齢者による自主的活動を促進するシルバーシティプラン推進事業を実施する。
シニアボランティア養成講座の充実	ボランティアセンターや社会活動センター等が取り組む養成講座の充実を図る

### 3．多様な居住施策の推進

～ 住み慣れた地域で住み続けるために～



網掛は新規事業

訂正・下線は前回より訂正部分

#### (1) ケア付住宅など多様な共同住宅の整備

個別施策	説明
グループリビングの設置検討	生活スタイルにおいて同じ考え方を持つ高齢者が共同生活を通じ、支えあいながら生活できる場の設置を検討する。
生活福祉センターの設置検討	デイサービスセンターとの併設又は連携による低所得者向け共同住宅の設置を検討する。

#### (2) 老朽化した施設のあり方の検討

個別施策	説明
老朽化した施設のあり方検討	老朽化が著しい軽費老人ホームB型くぬぎ園について、全面的な建て替えを視野に入れ新たな施設のあり方について検討する。

#### (3) 住宅マスタープランの推進

個別施策	説明
住まいのバリアフリー化に対する支援	補助器具センター活動を踏まえ、さらに建築や福祉・医療などに関わる専門家を含めた相談体制をきづき、住宅改造の方法、助成制度を活用した資金の確保等について助言する。
資産を活用した住み替えシステムの検討	福祉公社のリバースモーゲージ制度を検証すると共に、不動産資産を活用して、持家住居の高齢者等が住み慣れた地域で適切な住宅に住み替えられるしくみを検討する。
東京都の安心入居制度の普及促進	高齢者が民間借家に入居しやすくなるよう、東京都等とも連携し、関連業界と協力して制度的なしくみを検討する。
高齢者向け民間賃貸住宅の建設誘導	バリアフリー情報の提供により新設される民間賃貸住宅の高齢者配慮を誘導する。
高齢者住宅の供給	高齢者の居住の安定化を図るため、公営住宅や公団の建て替え事業に併せて、高齢者向け住宅の確保を図る。

## 4. 見守りネットワークシステムの構築

～安全で安心して生活するために～



網掛は新規事業

訂正・下線は前回より訂正部分

### (1) 日常生活支援事業の推進

個別施策	説明
日常生活支援事業の一層の充実	介護予防の観点から、介護保険サービスとの調整を図りながら日常生活支援事業の一層の充実を図る。
会食型サービス等食事サービスの新たな展開の検討	高齢者の閉じこもり防止のために地域での会食型の食事サービスや、路線商店を利用した食事サービスの提供など、新たな食事サービスの展開を検討する。

**（２）在宅介護支援センターの機能強化**

個別施策	説明
基幹型在宅介護支援センターの設置	在宅介護支援センター間の連携の強化及び介護予防・生活支援の総合調整を行うため設置する。
6箇所目の在宅介護支援センターの設置	地域高齢者のサービス向上のため、また地域福祉の拠点の充実を図るため、新たなセンターを設置する。
地域ケア会議の設置	保健・医療などの地域の社会資源を活用し、地域で生活できるための介護予防・生活支援サービスの総合調整を図るとともに、介護予防プランの助言・支援を行う。
民間居宅介護支援事業者との役割分担の明確化と連携	民間居宅介護支援事業者との役割分担を明確にする中で、連携を密にしながら在宅介護支援センターが持つケアプラン作成を民間居宅介護支援センターに移行し、地域のセーフティネットとしての在宅介護支援センターの役割を充実する。

**（３）テンミリオンハウス事業の拡充**

個別施策	説明
民間住宅活用によるテンミリオンハウス事業の拡充	民間住宅や空き店舗活用型のテンミリオンハウスを整備し、地域住民の共助のしくみによる高齢者の社会参加・介護予防事業や介護保険の補完的的事业等を実施し、多様な高齢者ニーズに対応する。

**（４）移送サービス（レモンキャブ）事業の拡充**

個別施策	説明
レモンキャブ事業の拡充	公共交通機関の利用が困難な高齢者・障害者の外出ニーズに対応できるように車両の確保と運行体制を整備し、高齢者などの外出支援を行い生活の質を向上する。

**（５）安全安心のネットワークシステムの構築**

個別施策	説明
相談協力員の設置	地域の中に相談協力員を設置し、見守りネットワークシステムの中心的な役割を担う。
地域単位に見守り・声かけネットワークの構築	地域社協と協働し、見守り・声かけネットワークを構築するとともに、業務を通して地域にかかわりを持つ事業所等の協力を得て、高齢者の異変等を早期に発見し在宅介護支援センターや民生・児童委員等との連携システムを確立する。
傾聴ボランティアの養成及び活用	高齢者の悩みの相談相手や話し相手として、傾聴ボランティアの養成講座を開催し、高齢者福祉施設などでの活用を検討する。

**（６）家族等介護者の精神的・身体的負担の軽減施策の充実**

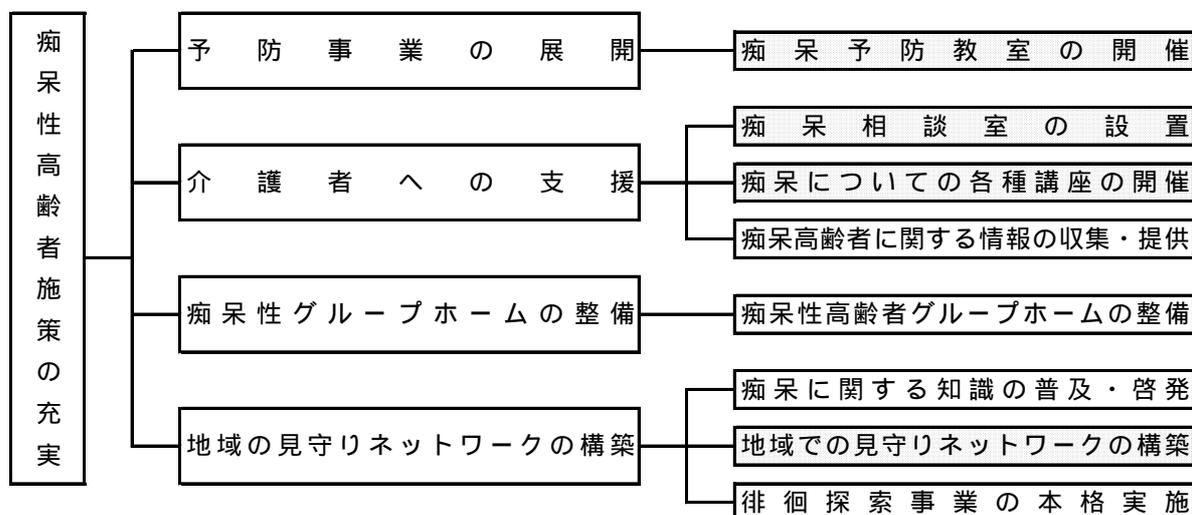
個別施策	説明
家族介護教室の充実	現在デイサービスセンターなどで行われている家族介護者教室を引き続き実施しながら、コミュニティセンター等も利用し、より多くの介護者のための教室を開催する。
家族介護者の自主的交流などの支援	家族介護者のための交流の機会を作るとともに、家族介護者の自主的な交流・組織化についても、自主性を尊重し側面からの支援を行う。

**（７）虐待・介護放棄・痴呆等契約になじみにくい高齢者への支援**

個別施策	説明
老人福祉法による措置基準の整備	契約が困難な高齢者の支援のために、老人福祉法の措置基準の整備を図る。
措置実行のための体制整備	措置により施設に利用しなければならない場合に備え、特別養護老人ホームや老人保健施設、有料老人ホームなどの協力により体制を整備する。

## 5 . 痴呆性高齢者施策の充実

～ 痴呆性高齢者を地域で支えるために～



網掛は新規事業

訂正・下線は前回より訂正部分

### ( 1 ) 予防事業の展開

個別施策	説明
痴呆予防教室の開催	軽度痴呆性高齢者を対象に痴呆予防教室を開催し、症状の緩和・改善を図り、自立生活を支援する。

### ( 2 ) 介護者への支援

個別施策	説明
痴呆相談室の設置	痴呆性高齢者を抱える家族等の相談事業を展開する。各在宅介護支援センターで、定期的に相談室を設置し、電話や訪問での相談に応じる。
痴呆に関する各種講座の開催	痴呆症の正しい知識や痴呆性高齢者の介護の仕方等、各種講座を開催し、家族介護者への支援を行う。
痴呆性高齢者に関する情報の収集・提供	市内及び各市区・都国等の痴呆性高齢者に関する相談窓口や受入施設等の状況、介護のための情報、医療も含めた最新の研究情報など、痴呆性高齢者に関する情報の収集に努め、市民に提供する。

### ( 3 ) 痴呆性高齢者グループホームの整備

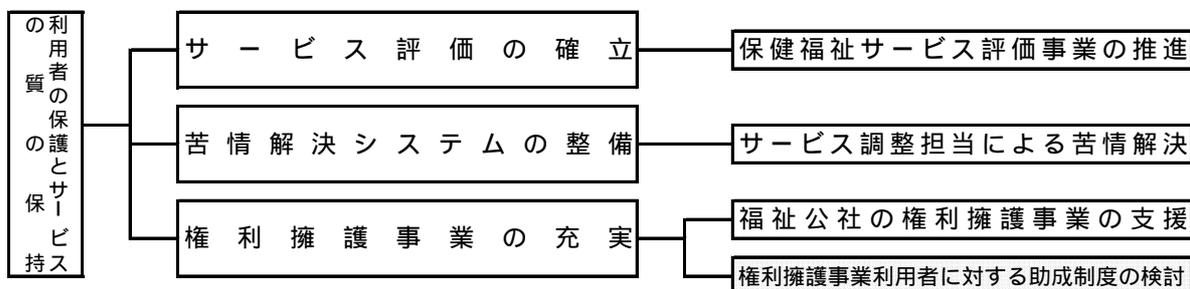
個別施策	説明
痴呆性高齢者グループホームの整備	緑町都営住宅建替え事業にあわせた整備、民間による整備の支援を行い、市民利用の促進を図ると共に、痴呆性高齢者ケアの質の向上につなげるよう研究する。

## （４）地域の見守りネットワークの構築

個別施策	説明
痴呆症に関する知識の普及・啓発	痴呆症に対する理解を深めるために、地域社協等と協働し、講演会など各種啓発活動を行う。
地域での見守りネットワークの構築	4．安全安心 参照
徘徊探索事業の本格実施	試行事業の検証を行い、適正な利用料を設定して本格実施する。

## 6. 利用者の保護とサービスの質の保持

### ～利用者立場に立った福祉制度の確立～



網掛は新規事業

#### (1) サービス評価の確立

個別施策	説明
保健福祉サービス評価事業の推進	市は福祉総合条例に基づき、推進委員会の設置運営を行い、サービス評価事業の枠組をしめし、サービス評価事業の普及・啓発を行う。あわせて社会福祉協議会のサービス評価事業に対して必要な支援を行う。

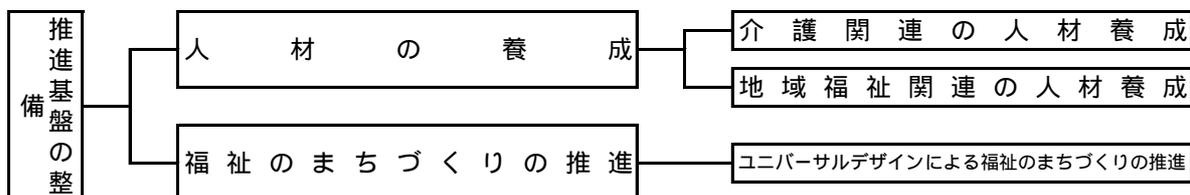
#### (2) 苦情解決システムの整備

個別施策	説明
福祉サービスに関する苦情対応のしくみの検討	福祉サービスの苦情に関する適切な対応とサービス向上を図るため、苦情解決に関する連携のしくみを検討する。

#### (3) 権利擁護事業の充実

個別施策	説明
福祉公社の権利擁護事業の支援	福祉公社が培ってきた金銭管理をはじめとしたノウハウを活かし、 <u>任意後見制度・成年後見制度等を含む総合的な権利擁護事業</u> について、市は必要な支援を行う。
権利擁護事業利用者に対する助成制度の検討	福祉公社等が実施する権利擁護事業の利用を促進するため、 <u>利用料を助成する制度</u> を検討する。

## 7. 推進基盤の整備



### (1) 人材の養成

個別施策	説明
ホームヘルプセンターの充実	痴呆性高齢者などのケア技術の向上などより専門性を高めるため、養成講習・事後研修の充実を図る。
共助を支える人材養成	テンミリオンハウス事業・レモンキャブ事業、シニア活力アップ推進事業及び安心・見守りネットワーク等、また傾聴ボランティアなど、地域の市民との共助により展開されている諸事業の更なる充実に向け、多様な人材の養成に努める。
地域の福祉力の向上	高齢者への理解とボランティア活動を進めるため、地域福祉を实践する若年世代等に対し、高齢者疑似体験教室等の体験型イベントを行い、地域の福祉力の醸成を推進する。

### (2) 福祉のまちづくりの推進

個別施策	説明
ユニバーサルデザインによる福祉のまちづくりの推進	東京都まちづくり条例等に基づき建物等のバリアフリー化に取り組む。
外出支援のまちづくり	交通バリアフリー法に伴う基本構想策定と調整しながら、レモンキャブ、リフトタクシーつながら、ムーバスなどの外出支援サービスを充実する。

## サービス目標値と供給確保策

### 1. 各サービスの目標値

項 目	現状（平成 13 年度実績）	平成 19 年度目標
在宅介護支援センター	5 か所	-
特別養護老人ホーム	442 人分（協定数 370 人分）	-
養護老人ホーム	28 人分	-
軽費老人ホーム A	50 人分	-
軽費老人ホーム B	100 人分	-
介護老人保健施設	130 人分	-
療養型病床群等	療養型病床群 89（うち介護保険適用 26） 介護力強化病院 107（うち介護保険適用 34）	-
痴呆性高齢者グループホーム	なし	-
ホームヘルプサービス	訪問介護 472,270 時間	-
ショートステイ （短期入所生活介護・短期入 所療養介護）	短期入所生活介護 9,401 回 短期入所療養介護 4,797 回 （確保人数 84 人分）	-
デイサービス （デイケアサービス）	通所介護 55,196 回 通所リハビリ 17,546 回 （確保数 11 か所・285 人分）	-
訪問看護	訪問看護 16,210 回（10 か所）	-
訪問入浴介護	8,159 回	-
訪問リハビリテーション	392 回	-
生活支援ヘルパー	25,345 時間	-
食事サービス	約 98,000 食（調理確保数）	-
生活支援デイサービス	1,951 人	-
生活支援ショートステイ	106 回	-
軽費老人ホーム ケアハウス	30 人分	-
高齢者生活福祉センター	なし	-
高齢者住宅（シルバーピア等）	201 戸（八幡町都営住宅併設及び北町高齢者 センター含む）他障害者 8 戸、母子 7 戸	-
緊急通報システム	74 台	-
徘徊探知機	15 台	-
健康教育	延 815 人	-
健康相談	延 491 人	-
機能訓練	延 724 人	-
訪問保健指導	0 人	-

平成 19 年度目標値は今後検討の上、設定します。

### 2. 各サービスの供給確保策

略

## 推進体制の整備

本計画を推進するに当たっては、まず、庁内推進体制の整備が挙げられます。具体的には、高齢者福祉総合条例の趣旨に基づき、計画された事業の進捗状況の点検と評価を行い計画の推進を図るため、他計画の推進体制と調整し、庁内の推進体制を整備していきます。

計画の進捗状況は、市報やホームページ等を通じて、広く市民に情報提供していきます。

また計画見直しの際には、市民参加による評価組織（計画策定委員会等）を立ち上げる他、実態調査・関係団体ヒアリング・市民意見交換会などの多様な手法を実施します。



